



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

税務情報Q&A

Q：税関輸出入貨物申告書のロイヤリティに関する設問に変化があったと聞きました。

デロイト天津事務所 米国公認会計士 シンガポール勅許会計士 **竹田 剛** たけだ つよし

A：

税関総署は2016年3月に「中華人民共和国税関：輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告」（以下、“20号公告”と表記）を公布、施行した。更に、2017年3月になって第13号公告（以下、“13号公告”と表記）を公布し、20号公告に対し改訂が加えられた。改訂後の税関申告書の記入規範は、2017年3月29日から正式に施行されている。

1. 企業への影響

今回の改訂（13号公告）では、いくつかの輸出入税関申告書（以下、“申告書”と表記）の記入項目に関する修正及び明確化が行われたが、特に重要な点として、昨年施行された20号公告により回答が義務付けられた「ロイヤリティ支払いの確認」に関する規定が挙げられる。

20号公告では、この「ロイヤリティ支払いの確認」に関し、「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（以下、“査定弁法”と表記）の第13条に基づき、輸出入における買主が直接又は間接に、売主又は関係者に対して「ロイヤリティーを支払っているか否か」について記載、確認する、という簡易な表現に終始していたため、申告書に記載する企業の側でも、「単にロイヤリティーを支払っていれば“はい”と回答すべきなのか、それとも貨物と関係する、つまり貨物そのものの中に知的財産権等が含まれていることを確認して回答すべきなのか」という疑問を持つケースが見受けられた。

今回施行された13号公告によって、企業はロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するか否か確認できない場合、申告書の「貨物に関連するロイヤリティ支払いの確認」の設問に対し“はい”と回答しなければならないことが明確化された。つまり、輸入貨物とロイヤリティーに関連性があるか否かについて、明確な根拠をもとに確認できない場合、“はい”と回答すべきことが明確化されたのである。

したがって、企業が“いいえ”と回答したにもかかわらず、ロイヤリティと輸入貨物の間に関連性がないこと

を証明する十分な根拠を提供できない場合、税関査察を受けた際に虚偽申告であると認定されるリスクも存在する。

2. 主な変更点

13号公告の施行により、これまでの申告書に質問事項として記載されていた「ロイヤリティ支払いの確認」が、「貨物に関連するロイヤリティ支払いの確認」に変更された。企業は、この質問に対し、輸入貨物に関連するロイヤリティを支払ったか否かを確認の上、申告書に“はい”又は“いいえ”のどちらかで回答しなければならないことが明確化された。申告書の記入に際しては、以下のルールに基づき行うべき旨が規定されている。

状況	記入すべき回答
i. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連することが確認された場合	“はい”と記入
ii. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するか否か確認できない場合	“はい”と記入
iii. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連しないことが確認された場合	“いいえ”と記入
iv. ロイヤリティの支払いがない場合。或いはロイヤリティの支払いがあるが、すでにこれが貨物の輸入価格に含まれている場合	“いいえ”と記入

*買手の支払ったロイヤリティが輸入貨物と関連するか否かの判断は、依然として「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（以下、「査定弁法」）第13条の規定に基づき行う。

したがって、企業は、専門家の意見も活用しながら早急に将来起こりうる税関調査に備えることを推奨する。

以上